

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

1 事業所の概要

事業所名	ふらっと湯河原		
所在地	〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥1丁目13-3		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	小規模多機能型居宅介護及び 介護予防小規模多機能型居宅介護 1471500874		
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	小規模多機能型 居宅介護	石川 靖洋	0465-20-3620

2 事業所の職員体制等

＜主な職員の配置状況＞

職種	従事するサービス種類、業務	人員(兼務)
管理 者	事業内容の調整	常勤 1名
介護支援専門員	サービスの調整、相談業務	常勤 1名
看護職員	健康管理、日常生活の介護	常勤 1名
介護職員	日常生活の介護、相談業務	常勤 8名 非常勤 9名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
管理 者	主な勤務時間：8:30～17:30
介護支援専門員	主な勤務時間：8:30～17:30
介護職員	主な勤務時間：8:30～17:30 早出：7:30～16:30 遅出：11:00～20:00 その他、利用者状況に対応した時間設定を行います
看護職員	
夜勤者（宿直者）	主な勤務時間：16:30～翌朝8:30

3 サービス提供地域（送迎地域）

湯河原町

4 居室等の概要

居室・設備の種類	内容
宿泊室	個室：1室 多床室：4床×2室 計9室
居間・食堂	1か所
トイレ	5か所
浴室	2か所（大浴場・リフト浴）
消防設備	非常灯・誘導灯・消火器・自動火災報知器・スプリンクラー設備
その他	事務室・相談室

5 サービス提供時間

営業日	年中無休
通いサービス（定員18名）	9:00～17:00（基本時間）
訪問サービス	24時間
宿泊サービス（定員9名）	17:00～翌朝9:00（基本時間）

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

＜通いサービス＞

種類	内容
食事	・食事の提供及び食事の介助を行います。 ・食事サービスの利用は任意です。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・入浴又は清拭を行います。 ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。
機能訓練	・利用者の心身状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防ぐよう努めます。
健康管理	・血圧測定等、利用者の全身状態を把握します。
送迎	・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜訪問サービス＞

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供いたします
- ・訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ③契約書もしくはその家族等の同意なしで行う飲酒及び喫煙
 - ④契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

＜宿泊サービス＞

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（料金詳細は別紙）

- ・食事代
- ・宿泊に要する費用
- ・おむつ代
- ・その他別紙料金表に係る費用

7 利用者負担金（別紙利用料金表で説明いたします。）

利用者負担金は、次の4種類に分かれます。

- 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体のうち、各利用者の負担割合に応じた額）
- 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
- 通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から、片道1kmあたり50円（往復100円）を徴収する。

(4) その他

① 交通費

通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）

② 自己負担金は、自動口座引き落としによりお支払いいただきますようお願いします。

③ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（各利用者の負担割合による）を請求することになります。

④ 介護保険・予防給付外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。

8 サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）： **0465-20-3620**

9 サービス利用のキャンセル

キャンセル料は、下表の内容をもとにお支払いいただきます。

項目	時 間	キャンセル料
お弁当代（おやつ代含む）	サービス利用日の8:30までの連絡	無料
	サービス利用日の8:30以降の連絡	お弁当代全額（おやつ代含む）

10 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価・要望・助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者、事業所職員

開催：おおむね2か月に1回

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

11 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関等として連携体制を整備しています。

協力医療機関・施設	所在地・電話番号	
湯河原病院	所在地 電話番号	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438 0465-63-2211（代表）
湯河原ホームクリニック	所在地 電話番号	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥3丁目8番地1 0465-43-9631

12 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡します。

13 非常災害対策

（1）従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。

（2）管理者は、防火管理者を選任します。

（3）防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

（4）火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとし、この計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練を行います。

14 従業員の研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

15 衛生管理等

（1）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとします。

（2）事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずるものとします。

（3）従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

16 秘密の保持

（1）事業者は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講ずるものとします。

（2）従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。退職後も同様です。

（3）事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ます。

17 事故処理

（1）事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

（2）事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

18 身体拘束等の適正化の措置

身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとします。

（1）事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（2）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（3）身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

（4）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

19 虐待の防止のための措置

（1）虐待の防止に関する責任者の選定及び設置をしています。

（2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（3）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底を図ります。

20 感染症対策に関する事項

- 事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

21 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22 ハラスメントの防止に関する事項

- 事業所は、職場におけるハラスメント（利用者等からのハラスメントも含まれる）の防止のため、雇用管理上の措置を以下のように講ずるものとします。
- (1) ハラスメントを行ってはならない旨の方針及び職場におけるハラスメントの内容を明確化し、従業者に周知・啓発します。
 - (2) ハラスメント相談対応窓口を予め定め、従業者に周知します。

23 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	
電話番号	0465-20-3620
FAX番号	0465-20-3641
管理者	石川 靖洋
対応時間	平日 8:30～17:30

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村窓口	連絡先
湯河原町役場	0465-63-2111

- (3) その他の窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係

Tel 045-329-3447

午前8時30分～午後5時15分

（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

24 当法人の概要

法人の名称	有限会社 足柄リハビリテーションサービス
代表者職氏名	代表取締役 露木 昭彰
所在地	神奈川県小田原市堀之内 253-1
電話	0465-39-3730
業務の概要	通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業） 訪問看護（介護予防訪問看護） 訪問介護（介護予防訪問介護） 基準該当自立訓練（機能訓練） 小規模多機能型居宅介護 共生型通所 地域支援活動（健康増進） 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
事業所数	9
第三者評価の実施	なし

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

（事業所） 事業所名 ふらっと湯河原

説明者 石川 靖洋

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け承し、交付を受けました。

（利用者） 氏名

（代筆者又は代理人） 氏名

令和2年3月1日	初版
令和4年1月1日	第2版
令和4年4月1日	第3版
令和6年4月1日	第4版
令和6年6月1日	第5版

重要事項説明書

(短期利用)

1 事業所の概要

事業所名	ふらっと湯河原		
所 在 地	〒259-0303 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥1丁目13-3		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	小規模多機能型居宅介護（短期利用）及び 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用） 1471500874		
管理者及び連絡先	サービス種類	氏 名	連絡先
	小規模多機能型 居宅介護	石川 靖洋	0465-20-3620

2 事業所の職員体制等

＜主な職員の配置状況＞

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員(兼 務)
管 理 者	事業内容の調整	常勤 1名
介護支援専門員	サービスの調整、相談業務	常勤 1名
看 護 職 員	健康管理、日常生活の介護	常勤 1名
介 護 職 員	日常生活の介護、相談業務	常勤 4名 非常勤 3名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	主な勤務時間：8:30～17:30
介護支援専門員	主な勤務時間：8:30～17:30
介 護 職 員	主な勤務時間：8:30～17:30 早出：7:30～16:30 遅出：11:00～20:00 その他、利用者状況に対応した時間設定を行います
看 護 職 員	夜勤者（宿直者） 主な勤務時間：16:30～翌朝 8:30

3 サービス提供地域（送迎地域）

湯河原町

4 居室等の概要

居室・設備の種類	内 容
宿 泊 室	個室：1室 多床室：4床×2室 計 9室
居 間・食 堂	1か所
ト イ レ	5か所
浴 室	2か所（大浴場・リフト浴）
消 防 設 備	非常灯・誘導灯・消火器・自動火災報知器・スプリンクラー設備
そ の 他	事務室・相談室

5 サービス提供時間

営 業 日	年中無休
通いサービス（定員 15名）	9:00～17:00（基本時間）
訪問サービス	8:00～18:00（基本時間）
宿泊サービス（定員 9名）	17:00～翌朝 9:00（基本時間）

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

＜通いサービス＞

種 類	内 容
食 事	・食事の提供及び食事の介助を行います。 ・食事サービスの利用は任意です。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・入浴又は清拭を行います。 ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。
機 能 訓 練	・利用者の心身状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防ぐよう努めます。
健 康 管 理	・血圧測定等、利用者の全身状態を把握します。
送 迎	・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜訪問サービス＞

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供いたします。
- ・訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ③契約書もしくはその家族等の同意なしで行う飲酒及び喫煙
 - ④契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

＜宿泊サービス＞

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。
- （2）介護保険の給付対象とならないサービス（料金詳細は別紙）
 - ・食事代
 - ・宿泊に要する費用
 - ・おむつ代
 - ・その他別紙料金表に係る費用

7 利用者負担金（別紙利用料金表で説明いたします。）

利用者負担金は、次の4種類に分かれます。

- （1）介護報酬に係る利用者負担金（費用全体のうち、各利用者の負担割合に応じた額）
- （2）運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）
- （3）通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、自己負担）
- （4）その他

①交通費

- 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
- ②自己負担金は、自動口座引き落としによりお支払いいただきますようお願いします。
- ③上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。
- 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（各利用者の負担割合による）を請求することになります。
- ④介護保険・予防給付外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。

8 サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）： **0465-20-3620**

9 サービス利用のキャンセル

キャンセル料は、下表の内容をもとにお支払いいただきます。

項目	時 間	キャンセル料
お弁当代（おやつ代含む）	サービス利用日の8:30までの連絡	無料
	サービス利用日の8:30以降の連絡	お弁当代全額（おやつ代含む）

10 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関等として連携体制を整備しています。

協力医療機関・施設	所在地・電話番号	
湯河原病院	所在地 電話番号	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438 0465-63-2211（代表）
湯河原ホームクリニック	所在地 電話番号	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥3丁目8番地1 0465-43-9631

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・その他関係機関に連絡します。

12 非常災害対策

- （1）従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。
- （2）管理者は、防火管理者を選任します。
- （3）防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。
- （4）火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練を行います。

13 従業員の研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

14 衛生管理等

- （1）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- （2）事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずるものとします。
- （3）従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

15 秘密の保持

- （1）事業者は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講ずるものとします。
- （2）従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。退職後も同様です。
- （3）事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ます。

16 事故処理

- （1）事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- （2）事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

17 身体拘束等の適正化の措置

- 身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとします。
- （1）事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その様様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- （2）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- （3）身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- （4）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

18 虐待の防止のための措置

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定及び設置をしています。
- （2）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- （3）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底を図ります。

19 感染症対策に関する事項

- 事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- （3）従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

20 業務継続計画の策定

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずるものとします。
- （2）従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 ハラスメントの防止に関する事項

事業所は、職場におけるハラスメント(利用者等からのハラスメントも含まれる)の防止のため、雇用管理上の措置を以下のように講ずるものとします。

- (1) ハラスメントを行ってはならない旨の方針及び職場におけるハラスメントの内容を明確化し、従業者に周知・啓発します。
- (2) ハラスメント相談対応窓口を予め定め、従業者に周知します。

第三者評価の実施

なし

22 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	
電話番号	0465-20-3620
FAX番号	0465-20-3641
管理者	石川 靖洋
対応時間	平日 8:30~17:30

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 事業所名 ふらっと湯河原

説明者 石川 靖洋

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け承し、交付を受けました。

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村窓口	連絡先
湯河原町役場	0465-63-2111

(利用者) 氏名

(代筆者又は代理人) 氏名

(3) その他の窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係

Tel 045-329-3447

午前8時30分~午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

令和2年3月1日 初版

令和4年1月1日 第2版

令和4年4月1日 第3版

令和6年4月1日 第4版

令和6年6月1日 第5版

23 当法人の概要

法人の名称	有限会社 足柄リハビリテーションサービス
代表者職氏名	代表取締役 露木 昭彰
所 在 地	神奈川県小田原市堀之内 253-1
電 話	0465-39-3730
業務の概要	通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業) 訪問看護(介護予防訪問看護) 訪問介護(介護予防訪問介護) 基準該当自立訓練(機能訓練) 小規模多機能型居宅介護 共生型通所 地域支援活動(健康増進) 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
事 業 所 数	9